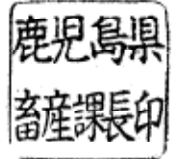


畜 第 1 2 2 3 号
平成31年 2 月 22 日

鹿児島県トラック協会長 様

鹿児島県農政部畜産課長



愛知県養豚場における豚の死体の不適切な取り扱い事例を受けた
死亡家畜の適正処理の再徹底について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策への御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

豚コレラについては、昨年9月に岐阜県において我が国で26年ぶりに発生して以降、計5府県10例の発生が確認されています。また、岐阜県及び愛知県においては、野生イノシシで175例以上の豚コレラの陽性事例が確認されているところです。

このような状況の中、愛知県愛西市の養豚場において、管理者が、死亡した豚を豚コレラの疑いがあるとして農場内で焼却していた事例が確認されました。農場への立入検査及び精密検査の結果、今回の事例は豚コレラではありませんでしたが、万が一の際は、豚コレラの発見が遅れ、感染を更に拡大させるおそれがあります。また、死体を適切に処理しなかった場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）に抵触するおそれがあります。

については、傘下会員等に対し、本事例について周知するとともに、死亡家畜の適正処理について、改めて指導を徹底してください。また、豚コレラ等の家畜伝染病を疑う異状が確認された場合には、速やかに家畜保健衛生所に通報するよう、指導して下さるようお願いいたします。

<農林水産省ホームページ：家畜伝染病の発生に関する情報>

豚コレラ

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>

<県から家畜伝染病発生情報等の随時発信しています。メールマガジン「かごしま畜コミ・インフォ」>

<http://www.pref.kagoshima.jp/ag07/sangyo-rodo/nogyo/tikusan/topics/kagoshima-chiccomi.html>

家畜衛生係 米丸・平島

TEL 099-286-3224

FAX 099-286-5599

30 消安第 5560 号

平成 31 年 2 月 20 日

鹿児島県農政部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

愛知県の養豚場における豚の死体の不適切な扱いについて

日頃より、家畜衛生の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

御承知のとおり、昨年 9 月に岐阜県において我が国で 26 年ぶりとなる豚コレラが発生して以降、計 5 府県 10 例の発生が確認されております。また、岐阜県及び愛知県においては、野生イノシシで 175 例の豚コレラの陽性事例が確認されております。

このような状況の中、昨日、愛知県愛西市の養豚場において、管理者が豚コレラを疑い、死亡した豚を豚コレラの疑いがあるとして農場内で焼却していた事例が確認されました。農場への立入検査及び精密検査の結果、今回の事例は豚コレラではありませんでしたが、万が一の際は、豚コレラの発見が遅れ、感染を更に拡大させるおそれがあります。また、死体を適切に処理しなかった場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に抵触するおそれがあります。

つきましては、本事例について家畜の所有者、関係機関、関係団体等に周知いただき、豚コレラを疑う異状が確認された場合には、速やかに家畜保健衛生所に通報するよう農家に対して改めて指導の徹底をお願いいたします。また、このような事例が二度と起こらないようにするため、無断で家畜の死体を焼却・埋却することのないよう指導をお願いいたします。